○文部科学省告示第百十一号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条の規定に基づき認定した次の通信教育について、その実施者の名称を変更した旨の届出があったので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第八条の規定により告示する。

平成二十一年七月二十二日

文部科学大臣　塩谷　立

実施講座及び関係告示	実施者の名称	変更の時期
生産性通信講座通信講座初級コース（昭和三十九年文部省告示第百三十七号） 生産性通信講座通信講座上級コース（昭和三十九年文部省告示第百三十七号） 生産性通信講座通信講座実務コース（昭和四十九年文部省告示第二号）	（新名称） 財団法人日本生産性本部 （旧名称） 財団法人社会経済生産性本部	平成二十一年四月一日

○文部科学省告示第百十二号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条の規定に基づき認定した次の通信教育について、その実施者の事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第八条の規定により告示する。

平成二十一年七月二十二日

文部科学大臣　塩谷　立

実施講座及び関係告示	実施者の名称	事務所の所在地	変更の時期
乳業製造技術通信教育（平成元年文部省告示第百十九号）	社団法人全国農協乳業協会	（新所在地） 東京都千代田区内神田一丁目一番十二号 （旧所在地） 東京都千代田区大手町一丁目八番三号	平成二十一年五月八日

○農林水産省告示第九百六十九号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十一年四月一日から六月三十日までの指定肉用子牛の平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十二日

農林水産大臣　石破　茂

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、三五一、三〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二八八、六〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二一三、九〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、八七、三〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一九四、七〇〇円

○農林水産省告示第九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町商人九二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字江代字戸屋野平一八五七の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡相良村大字四浦東字夜狩尾四七四〇の三、四七四〇の一・四七四〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び相良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字山田戊字宇那川一一二二の八一、字湯ノ口一二九一の五〇、一二九一の五四、一二九一の二一六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町寺坂字コケ山口六八五の二、六八六から六九〇まで、六九六、六九七、六九七の一、六九八、六九九、七〇二、七〇三の一、七〇三の二、七〇四から七〇八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）